

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
五洋建設株式会社	東京都文京区後楽2-2-8	1-001150

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年1月27日 ~ 令和5年2月26日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

五洋建設株式会社の使用人は, 「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」に関し, 作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて, 所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ, 令和3年8月19日に至るまで報告しなかったとして, 労働安全衛生法違反により, 令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け, その刑が確定した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 業務に関し, 法令に違反したとき。	1月以上9月以内
(2) 市発注工事に当たり, 下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内
(3) その他, 業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111